

議第58号

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市国民健康保険栃尾歯科診療所を設置するため改正しようとする。

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例（平成16年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の診療施設は診療所及び出張診療所とし、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市国民健康保険栃尾診療所</td> <td>高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	名称	位置	高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)		高山市国民健康保険栃尾診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の診療施設は診療所及び出張診療所とし、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市国民健康保険栃尾診療所</td> <td>高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地</td> </tr> <tr> <td>高山市国民健康保険栃尾歯科診療所</td> <td>高山市奥飛驒温泉郷栃尾266番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	名称	位置	高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)		高山市国民健康保険栃尾診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地	高山市国民健康保険栃尾歯科診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾266番地11
名称	位置														
高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)															
高山市国民健康保険栃尾診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地														
名称	位置														
高山市国民健康保険清見診療所の項～高山市国民健康保険高根診療所の項 (略)															
高山市国民健康保険栃尾診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾1009番地														
高山市国民健康保険栃尾歯科診療所	高山市奥飛驒温泉郷栃尾266番地11														

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。